

令和7年度 三津浜地区コミュニティファンド構築事業 出店者募集要項

1	事業概要	三津浜地区に開業を希望する意欲ある出店者を対象に、改修した物件をテナントブースとして貸し出し、三津浜地区に新たなにぎわいを創出する。
2	対象となる事業者	三津浜地区への出店に意欲のある個人・グループ等
3	対象業種	A～F区画：物販店等（飲食店は不可）
4	募集数	6事業者（予定）
5	募集要件	(1) 三津浜地区で開業する意欲があること。 (2) 三津浜地区のまちづくりに対する理解や、参加・貢献する意欲があること。 (3) 三津浜地区の歴史や文化に興味があること。 (4) 出店者自身が事業を継続的に管理できる意思、能力、資金を保持していること。 (5) 衛生的かつ安全に事業を行うこと。 (6) 近隣店舗や地域住民と協力的かつ協調性をもって事業を行うこと。 (7) 特徴のある商品・サービスを提供する店舗であること。 （極力、近隣店舗との業種重複がないことが望ましい。） (8) 国税、県税及び市税等の滞納がないこと。 (9) 開業するにあたっては関係法令を遵守すること。 (10) 共用部分の清掃など物件の維持管理に協力すること。 (11) 物件全体を使ってイベント・キャンペーン等を行う際は協力すること。 (12) 出店者が取り扱う商品・サービスが違法でないこと。 (13) 町内会に加入すること。 (14) 以下の項目に該当しないこと。 ○暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属する。 ○反社会的勢力が経営に実質的に関与している。 ○反社会的勢力を利用している。 ○反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている。 ○反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。 ○応募にあたって、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を行う。
6	店舗の場所	松山市住吉1丁目5－9、5－10（三津浜商店街内）
7	出店期間	契約日から2年間出店可。（再契約あり。）

令和7年度 三津浜地区コミュニティファンド構築事業 出店者募集要項

8	出店者の 経費負担	【家賃負担】 家賃は2年間（令和8年3月分から令和10年2月分まで）半額とし、令和10年3月分以降の家賃は（ ）内の額を出店者が負担する。（税込み） 区画A：17,000円（34,000円） 区画B：14,000円（28,000円） 区画C：20,000円（40,000円） 区画D：6,000円（12,000円） 区画E：8,000円（16,000円） 区画F：11,000円（22,000円） ※上記の家賃に加え、各区画2,000円の共益費を負担する。 【敷金】 通常家賃の2か月分 【光熱水費・消耗品費】 出店者が賃借する対象区画にかかる費用について、全額負担する。 【備品購入費】 本物件の施設備品以外は出店者が負担する。 【広告宣伝・販促費】 出店者自身の事業にかかる広告宣伝費用は出店者が負担する。 【その他】 出店者の行う事業以外の費用（施設管理費、清掃等）については、店舗マネージャーと相談のうえ決定する。
9	申込期間	令和7年12月1日（月）～令和8年1月31日（土）必着
10	申込方法	下記申込先へ出店申込書と応募書類等を直接提出する。 （その際、出店希望者へ今後の進め方を説明する。）
11	申込先	三津浜地区にぎわい創出事務所 三津ハマル ○住 所 松山市住吉2丁目2-20（旧濱田医院内） ○定 休 日 毎週水・木曜日 ○営業時間 10:00～17:00
12	選考方法	応募書類による書類審査⇒通過者に対する面談にて決定。 （面談：令和8年2月中旬頃に実施予定。）
13	その他 （留意事項）	原則として週2日以上、かつ、1日あたり6時間以上の営業を行うこと。 休業日は極力、土・日曜日を避けて設定すること。
14	問合せ先	三津浜地区にぎわい創出実行委員会事務局 （松山市役所坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課内） TEL：089-948-6942 FAX：089-934-1821 E-mail：mitsu@city.matsuyama.ehime.jp